

(公財)北陸体力科学研究所は平成4年11月に厚生労働省の指定運動療法施設に全国第1号認定を受け、平成6年分より利用者の医療費控除の申請を行っている。

当研究所では、運動リスクや疾病の有無の確認と安全で効果的な運動処方を提供するために、運動療法開始前にメディカルチェックを実施し、それに基づいた運動処方を発行する。それに従ってPTや運動指導員、健康運動指導士など専門スタッフのサポートのもとで、生活習慣病や肥満、運動器などの疾患の改善を目的とした運動療法を実施している。その中で、医師から疾病治療の一環として、運動を勧められた利用者が定期的に運動を続けると、施設利用料が医療費控除として申請することができる。

医療費控除の申請にあたり、以下の条件を満たした方を対象としている。①②は必須、③④については、疾病管理や運動の効果検証するために独自で設定している。

- ① 医師の運動処方による運動プログラムがある（年に1回のメディカルチェック受診）
- ② 概ね週に1回以上の頻度で、8週間以上の運動を実施した
- ③ 概ね月1回位、医師の経過観察を受けた
- ④ 運動の記録を記入している

申請の仕組みについては、毎年1月初旬に医療費控除の申請を告知する。申請書には、申請者の疾患名や疾患に対するかかりつけ病院を記入するが、相違がないか確認後、月末より運動実施証明証と施設利用領収書（1回利用1,050円\*1）を発行している（平成24年は251枚発行した\*2）。

\*1 施設利用料については、例えば、月会費が9,450円の場合、1回利用を1,050円としているため、その月の利用が9回以上でないと、月会費9,450円の領収書を発行することができない。しかし、その月の利用が3回であれば3,150円（1回1,050円×3回利用）と換算することになる。

\*2 過去5年間の運動実施証明証と施設利用領収書の発行枚数

平成20年	208枚
平成21年	229枚
平成22年	225枚
平成23年	238枚
平成24年	251枚